

新型コロナウイルス感染症対策の 

アンケート調査を実施します

問 新型コロナウイルス感染症対策室（本庁舎内）
☎ 86 - 7032

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価の高騰により、普段の生活や仕事、地域活動で困っていることなどについて、市民の皆さんから意見をいただき、市内の現状を把握するため、市民アンケートを行います。

調査結果は、今後のコロナ対策やコロナ収束後を見据えた施策立案の参考としますので、ご協力をお願いします。

- 対象者 / 市内在住の16歳以上
- 回答期限 / 8月12日（金）午後5時まで
- 回答方法 / 市ホームページ、またはQRコードから回答するか、各支所・市民プラザ・住民センター設置のアンケート用紙に記入し、直接窓口へ提出してください。郵送での回答を希望する場合は、新型コロナウイルス感染症対策室までご連絡ください。



アンケート
フォーム

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 

子育て世帯生活支援特別給付金を給付します

問 社会福祉課（本庁第2庁舎内） ☎ 88 - 5287

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格・食費などの物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、新たに特別給付金を支給します。

■支給額 / 児童一人あたり5万円

ひとり親世帯

- 対象者 /
 - ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
 - ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

■申請方法 /

- ①の人：申請不要
給付金の受給を希望しない場合、および児童扶養手当の支給口座を解約している場合は、届出が必要です。

②、③の人：申請が必要

■申請期限 / 令和5年2月28日※当日消印有効
※申請書などは、社会福祉課窓口、または市ホームページにあります

■支給時期 / 令和4年6月末以降随時

ひとり親世帯以外

- 対象者 /
 - ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受け、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
 - ②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童の養育者で、次のいずれかに該当する人
 - ※障がい児については20歳未満
 - ※令和5年2月末までに生まれる新生児等も対象

■申請方法 /

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

■申請方法 /

- ①の人：申請不要
給付金の受給を希望しない場合、および児童手当・特別児童扶養手当の支給口座を解約している場合は、届出が必要です。

②の人：申請が必要

■申請期限 / 令和5年2月28日※当日消印有効
※申請書などは、社会福祉課窓口、または市ホームページにあります

■支給時期 / 令和4年7月末以降随時

住民税非課税世帯等に対する 

■ 臨時特別給付金を給付します

☎ 社会福祉課 (本庁第2庁舎内) ☎ 86 - 7031

住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への生活支援を目的として、1世帯あたり10万円を給付します。

■対象 / 下記のどちらかに当てはまる世帯※課税者に扶養されている者のみで構成される世帯は除く
※すでに本給付金の給付を受けた世帯と同一の世帯または、当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除く

令和4年6月1日時点で市内に住民票があり、**世帯全員が令和4年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯**

申請時点で市内に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、**令和4年1月以降に収入が減少し、世帯全員が令和4年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯と同様の事情にある世帯**

対象世帯に届く確認書を
社会福祉課へ返送

.....
■申請期間 / 確認書発行日から3カ月以内

申請書と収入額が確認できる書類などを
社会福祉課へ提出

.....
■申請期間 / 令和4年7月上旬から9月30日まで

■給付時期・方法 / 令和4年7月中旬から口座振込により順次給付予定

新型コロナウイルスワクチン接種 

■ 4回目の接種が始まっています

☎ 健康課 (健康センターミルネ内) ☎ 88 - 5750

新型コロナウイルス感染症の感染、重症化予防を目的に、対象者を限定して4回目の接種を次のとおり実施しています。

■対象者 /

60歳以上の人

3回目の接種から5カ月以上経過した人に、接種券を順次郵送します。接種券が届きましたら、医療機関へ予約してください。※60歳以上の人は接種券の発行申請は不要ですが、3回目接種後に丹波市に転入した人は、接種券の発行申請が必要です。

基礎疾患や重症化リスクのある人

18歳以上59歳以下で基礎疾患がある人、重症化リスクが高いと医師が認める人が対象です。接種を希望する場合、接種券発行の申請が必要になります。

手順①接種券発行の申請

.....
健康課または各支所窓口へ申請書を提出。郵送での提出も可。※申請書は市内医療機関にも設置

手順②接種券入手後に、接種の予約

.....
3回目の接種から5カ月以上経過した時期に、接種券を郵送します。接種券が届きましたら、医療機関へ予約してください。

ワクチン接種は済みましたか？

.....
接種を受けることで、感染予防や重症化予防の効果を高めることができます。接種についてぜひ検討ください。

※無料の接種は令和4年9月30日(金)までとなっています。(7月1日時点)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、原油価格・物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、市独自の支援を行います。

水道料金の基本料金を免除します

☎上下水道お客様センター（春日庁舎内） ☎ 88 - 5107

9月から12月請求分までの4カ月間、水道料金の基本料金を免除します。

- 対象者 / 官公庁を除く水道使用者
- 対象期間 / 令和4年9月請求分から12月請求分まで（4カ月間）
- 免除金額 / 水道料金の基本料金全額
- ※ 5 m³を超える従量料金・下水道使用料は免除されません
- そのほか / 申請手続きは不要です。

■口径別基本料金（1カ月あたり）

口径	基本料金 (消費税込)
13mm	1,393円
20mm	1,771円
25mm	5,930円
30mm	8,790円
40mm	15,191円
50mm	24,619円
75mm	54,371円
100mm	102,143円

給食費・通園バスの利用料は現在の料金を維持します

☎教育総務課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0880 子育て支援課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5083

令和4年度の学校給食費や認定こども園・小規模保育施設の給食費、通園バス利用料について、保護者負担が増えないように、給食食材費や車両燃料費の値上がり分を市が負担し、現在の料金を維持します。

生活困窮世帯の学校給食費を免除します

☎教育総務課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0880

- 対象となる世帯には個別に案内を送付します。
- 対象 / 準要保護世帯
- 期間 / 令和4年7月分から令和5年3月分まで
- そのほか / 申請手続きは不要です。

中小企業者への

原油価格等高騰対策補助金

☎商工振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464
☎農林振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

市内中小企業者の燃料費の一部を補助します。

- 主な対象事業者 / ①個人事業者の場合、市内に在住する事業者②法人事業者の場合、市内に本店がある事業者※農業者を含む
- 主な要件 / 令和3年10月から令和4年6月までの間に、事業の用に供した燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油、ガス、電気）の合計額が90万円以上であること。
- 補助金額 / 燃料費の合計額の10分の1 ※上限額：30万円
- 申請期限 / 10月31日（月）まで
- 申請方法 / 商工振興課へ郵送または窓口へ提出
※農業者の場合は農林振興課へ提出

認定こども園等・公共交通事業者・福祉事業所への

原油価格等高騰対策補助金

☎子育て支援課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5083
☎ふるさと定住促進課（本庁舎内） ☎ 88 - 5360
☎介護保険課（本庁第2庁舎内） ☎ 86 - 7035

認定こども園もしくは小規模保育施設等を運営する事業者、公共交通事業者および介護・障害福祉サービス事業を運営する事業者の燃料費などの一部を補助します。対象となる事業所には個別に案内を送付します。詳しくは、担当課まで問い合わせください。

- 問い合わせ先 /
 - ▷ 認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設（公立は除く）、子ども・子育て支援事業を実施する事業所：子育て支援課
 - ▷ 公共交通事業者：ふるさと定住促進課
 - ▷ 福祉事業所（介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等）：介護保険課